

令 和 5 年 4 月 藤 枝 市 議 会
閉 会 議 会 議 案

令 和 5 年 4 月 2 7 日
藤 枝 市 長

目 次

議案番号	議案名	頁
第34号議案	令和5年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）	別冊
第35号議案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	1

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第10の部(3)の項中「450円」の次に「。ただし、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）による交付及び電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）を使用して申請したものによる交付にあつては、350円とする。」を加える。

別表の第11の部(2)の項中「300円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付及び電子情報処理組織を使用して申請したものによる交付にあつては、200円とする。」を加え、同部(10)の項中「300円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付にあつては、200円とする。」を加え、同部(12)の項中「300円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付及び電子情報処理組織を使用して申請したものによる交付にあつては、200円とする。」を加える。

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

令和5年4月藤枝市議会閉会議会 議案提案理由書（第35号議案）

第35号議案

マイナンバーカードの普及促進及び市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機及び電子情報処理組織による証明書等の交付手数料を減額するものであります。